

## 条例検討にあたって主な論点

(各委員におかれては、以下の論点の中から、ご自身で、複数の論点を選定いただき、ご発言いただきたい)

### (1) 条例をつくる趣旨について

・条例制定の趣旨として、性の多様性への理解と当事者の抱える課題について社会が共通認識をもち、県全体で取組を推進するためのものとしていくことでいいか。

### (2) めざす社会像について

・現状の課題等をふまえ、性が多様であることが当たり前となる(ような社会とは) 具体的にどのような社会のあり方をめざすべきか。

### (3) 共通的(基本的な)ルール (性の多様性の尊重・差別等の禁止)

#### (3) - A (カミングアウトの強制及びアウティングの課題への対応)

性のあり方を理由に差別をしてはいけないということは不可欠であるが、そのことに加えて、LGBTなどの当事者にとっては、社会の偏見や差別がある中、本人の性的指向や性自認を誰かに伝えるかどうかは、極めて切実かつ重要な問題であることから、カミングアウトの強制及びアウティングの禁止について、社会の共通認識とするため、規定していくことを考えているがいかがか。

またこれに加え、さらに制裁的な手法も必要であるかどうか。

(参考:資料2-2)

特にアウティングの課題については、相談された側が、悪気なく、良かれと思ってしてしまう場合もあり、「してはいけないこと(禁止)」ということを示し、社会の共通認識とすることが必要と考える。

一方で、本人の同意をとることや、対応に困った場合に相談機関等に相談するなど、相談された側の適切な対応とはどのようなものかを、念頭に置きつつ、どう規定していくか。

### (4) 政策のあり方(条例の実効性の確保)について

・LGBTなどの当事者が抱える不安や困難の解消にあたって、「理解促進」、「相談支援」、「社会的な障壁の除去」の3つの柱で取り組むことを条例の中で位置づけ担保していくことで、実効性を高めていくことを考えているが、その考え方についてはどうか。

(裏面につづく)

(5) 基本的施策について

(5) A (必要な施策・取組について)

条例では、どのような切り口(どういう分野等)で、どのように施策内容を規定するか。

条例に盛り込まずとも、どのような主体がどのような取組をすべきか。

<分野毎の取組方向にかかる整理(イメージ)>

	理解促進 理解・認識向上、偏見の払しょくが必要	相談・支援 相談できる人、ところの存在の必要性、相談された側への対応も必要	社会的な障壁の除去 性の多様性を理由とした当事者の社会生活上の困難・課題への対応が必要
地域・家庭	(例) 性の多様性に対する理解も含めた、人権まちづくり	(例) 地域における各種相談機関やそのネットワーク	(例) ・パートナーとの関係が家族同様の扱い ・社会の体制、慣習の見直し ・パートナーシップ制度 ・制服、トイレ、更衣室等 ・就労(採用時対応・配慮) ・性別偏見直し  など
教育(学校)	(例) 学ぶ・情報を得る機会の提供 職員研修	(例) 相談 いじめ防止措置 職員向け相談	
就労(職場)	(例) 職場環境向上 従業員研修	(例) 企業内相談 職場環境向上	
行政(県等)	(例) 啓発、広報 行政職員研修	(例) 県民向け相談機関 情報提供(医療機関、相談先等) 職員向け相談	
医療(病院)	(例) 医療機関における窓口対応(職員研修)	(例) 職員向け相談	

(5) - B (社会的な障壁の除去の取組について)

性の多様性を理由とした当事者の社会生活を営む上での制度や慣行における障壁の解消に向けて社会全体で取り組む必要があるが、特に取り組むべきことは何か。

パートナーシップ制度を、県が導入する場合の効果や課題、県と市町の違いなどについてどう考えるか。(さらに、渋谷区、港区が公正証書を活用した制度を導入しているが、ニーズはどうか、その効果や課題についてどう考えているか。)

(5) - C (教育の範囲について)

・教育は就学前教育、学校教育(小中高大など)、生涯学習など一生に関わるものであるが、性の多様性の課題への対応を考える上で、教育の重要性や、特に対応すべきステージ、あるいは、特に取り組むべきことは何か。

(5) - D (企業(職場)での取組について)

・当事者が安心できる就労環境向上の取組が進むことが重要と考えるが、事業者はどのようなことに取り組むべきか、また行政は事業者に対してどのような対応・支援をすべきか。

以上

## 条例の実効性確保のための主な手法

種類	手法	概要	備考
誘導的 (協力・誘導)	理解促進施策	条例の趣旨についての理解促進策を講ずることで、遵守へ向かわせようとする。	
	公的評価（認定・表彰）	（認定）条例の目的の達成に貢献する団体や個人の活動を、条例に基づき公的なものとして認定する手法。 （表彰） 利益（名誉）を与える可能性を示すことにより、遵守へ向かわせようとする制度。	
	経済的な手法 （プラス）	（補助金、助成金）条例の利害関係者の協力を引き出すために、協力者に対して何らかの経済的な利益を供与する手法。財政的な面からの限界がある。	
	協定	条例では直接規定しないが、「行政 - 事業者間」が協定を結び、それにより法的義務を生じさせるという手法。	
実際は、 規制 的な 手法 の 前提 となる	行政指導 （助言、指導、勧告）	行政手続法では「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう」（第2条）と規定。 行政指導は強制力のない事実行為にすぎない。 行政指導は相手方の任意の協力が前提となる。その意味では規制的手法ではないが、実際は要綱などに基づいて、「地方自治体という公権力」を背景に半ば「強制的なお願ひ」が行われてきた実情がある。	「あっせん」というものもある。「間に入って仲介すること」
	命令（改善命令、措置命令、中止命令など）	適正な履行の確保や義務違反の是正のために一定の措置や、行為の停止・中止などを命じるもの。行政処分となる。この命令は、違法事実などが発生した場合であっても、直ちには行われずに改善勧告のような行政指導を行い、それでも改善されない場合に、初めて命令を行う場合もある。	
規制 的 (抑 止 ・制 裁)	制裁的公表	従わない場合に氏名公表（名称公表）する。社会的制裁措置の効果は大きいですが、基本的人権の保護の観点からは問題のある場合もあるため、導入に当たっては慎重になる必要がある。	公表には、制裁的なものでなく、情報提供としての公表もある。
	経済的な手法 （マイナス）	（課徴金）経済的不利益を生じさせることにより、条例の実効性を確保する。	
	罰則	地方自治法第14条で、条例に設けることができる罰則は、懲役、禁固、罰金、拘留、科料、没収、過料がある。 罰則は、行政上の義務を負う者に対しては刑罰又は過料をもって心理的圧迫を加えてその義務違反を予防し、現実に義務違反した者に対しては相当の刑罰又は過料を科して、その自由を奪い、重い負担を課し、強制力をもって一定の行政目的を実現しようとするもの。従って、罰則規定を定めるに当たっては、特に慎重・適正を期し、必要やむ得ない場合に、必要やむ得ない限度に限り、定めるべき。	条例に定める場合、関係機関への事前協議が必要。

参考文献「政策法務の基礎知識」第一法規、「条例立案の教科書」第一法規、「条例で学ぶ政策づくり入門」東京法令出版

性的指向・性自認に関する条例制定・改正した主な自治体の取組概要

資料2 - 3

自治体	条例名	制定等の時期	条例の主なポイント	取組例
	〔制定〕 or 〔改正〕			
東京都	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例〔制定〕	平成30年10月	2020年東京五輪・パラリンピックの開催都市として、国際オリンピック委員会(IOC)の憲章を踏まえ、LGBTを理由とした差別の禁止やヘイトスピーチ(憎悪表現)の規制を盛り込む ・基本計画を定める	「性自認及び性的指向に関する基本計画(概ね3年間)」 ○施策の4本の柱として、 相談、支援体制の充実 ・SNSを活用した専門相談(2020年度実施に向け検討)等を通じて若者層にアプローチ ・同じ悩みを抱える当事者同士が集い、ロールモデルを発見し、交流できる場・機会を提供する取組検討など 啓発、教育の推進 ・都民、企業等を対象にした啓発冊子の配布 ・企業人事採用担当者研修を通じ、受講企業自ら「LGBTフレンドリー宣言(仮称)」を行い、都ホームページで公表 ・指導資料「人権教育プログラム(学校教育編)」を作成し、都内公立学校全ての教職員へ配布 など 職員理解の推進 ・職員向けマニュアルを作成し、全職員へ配布、研修の充実 など 庁内外の取組の推進 ・都職員採用試験の令和2年度申込から性別記載を廃止 ・都立病院での面会者の範囲、手術同意などの配慮 ・居住支援法人等との連携による民間賃貸住宅への入居促進 ・公社住宅での多様な居住形態の入居への対応について検討 ・避難所管理運営の指針における記載、里親に対する研修 ・全庁横断会議を活用した庁内連携 ・東京都と区市町村の連絡会を設置し情報提供や課題共有 など
大阪府	大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例〔制定〕	令和元年10月	・個人尊重、平等は憲法の基本理念 ・性の多様性への理解増進を図る	パートナーシップ宣誓証明制度 令和2年1月～ 教育・人権教育教材など 啓発・講演会、セミナー、イベント啓発冊子など 相談・人権相談窓口などにて対応 など
茨城県	茨城県男女共同参画推進条例〔改正〕	平成31年3月	・差別的取扱い禁止	パートナーシップ宣誓制度 令和元年7月～ 公営住宅(県・市町)、医療機関への働きかけ 民間団体等への働きかけ(宅建協会、不動産協会、賃貸住宅経営者協会、生保協会、損保協会)専門相談窓口設置 など
総社市(岡山県)	総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例〔制定〕	平成31年3月	・カミングアウトの強制やアウティングの禁止を盛り込む ・パートナーシップ宣誓制度を規定	パートナーシップ宣誓制度(渋谷区に続く条例に基づく制度 平成31年4月施行)
いなべ市(三重県)	いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例〔制定〕	令和2年7月	・カミングアウトの強制やアウティングの禁止を盛り込む ・パートナーシップ宣誓制度を規定	パートナーシップ宣誓制度(条例に基づく制度) LGBT専門相談(毎月第1月曜日 令和2年7月スタート) 地域おこし協力隊の活動テーマの一つに「LGBTの普及によるまちづくりの推進」を掲げる
港区(東京都)	港区男女平等参画条例〔改正〕	令和2年2月	・みなとマリアージュ制度 ・性別表現の自由 ・カミングアウトの強制やアウティングの禁止を盛り込む	制服の自由化 みなとマリアージュ制度(条例に規定)令和2年4月～ 区の標準様式をもとに契約書を準備し、公正証書の作成か契約書(私製)の私文書認証を する。それを基に、区が確認した旨のカードを交付 啓発、講演会、出前講座 男女共同参画センター一般相談 など
豊島区(東京都)	豊島区男女共同参画推進条例〔改正〕	平成31年3月	・カミングアウトの強制やアウティングの禁止を盛り込む ・パートナーシップ宣誓制度を規定 ・SOGIハラムセクハラに含まれることを規定 ・苦情処理対応	職員対応指針 管理職研修、eラーニング(全員研修) パートナーシップ宣誓制度(渋谷区に続く条例に基づく制度 平成31年4月施行) 男女共同参画センター一般相談 講演、映画の上映などによる理解促進 など
国立市(東京都)	国立市女性と男性及びたような性の平等参画を推進する条例〔制定〕	平成29年2月	・カミングアウトの強制やアウティングの禁止を盛り込む	男女平等参画センターSOGI相談(電話及び面談) 講座・イベントによる啓発 など

## ○性の多様性に関する条例の項目比較表

条例の規定	大阪府	東京都	総社市	いなべ市
条例名	大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例	総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例	いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例
前文	○	○		
目的・趣旨	○	○	○	○
定義	○		○	○
基本理念	○		○	○
性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止/権利侵害の禁止		○	○	○
当該自治体の責務	○	○	○	○
住民の責務	○	○	○	○
事業者の責務	○	○	○	○
教育（に携わる者）の責務			○	○
理解の増進に関する施策/施策の実施	○	2	○	○
広報啓発活動	1	2	○	○
相談及び苦情の申出	1	2	○	○
パートナーシップの宣誓等	1		○	○
委任			○	○
附則	○	○	○	○

※1 大阪府は、条例の理解増進施策の中で、教育、啓発、相談、事務事業での配慮を規定。  
パートナーシップ制度は条例ではなく、要綱で実施。

2 東京都は都の責務の中で、都の取組を規定し、基本計画を定める。

基本計画において、相談・支援体制の充実、啓発・教育の推進、職員理解の推進、  
庁内外の取組の推進を位置づけ

(裏面つづく)



## ○男女平等及び性の多様性に関する条例の項目比較表

条例の規定 男女推進会議・苦情処理委員の所掌、 組織・定数、任期の条項は除く	渋谷区	茨城県	豊島区	港区	国立市	文京区	多摩市	三重県 男女
前文	○	○	○	○	○	○	○	○
目的	○	○	○	○	○	○	○	○
定義/用語の意味	○	○	○	○	○	○	○	○
基本理念/基本目標(三重男女)		○	○	○	○	○	○	○
男女の人権の尊重	○							
性的少数者の人権の尊重	○							
当該自治体の責務(公共団体等の責務)	○	○	○	○	○	○	○	○
住民の責務	○	○	○	○	○	○	○	○
事業者の責務	○	○	○	○	○	○	○	○
教育関係者の責務					○			
市町に対する支援/県と市町との協働		○						○
権利侵害(差別的取扱い等)の禁止	○	○ <sup>1</sup>	○	○	○	○	○	
公衆に表示する情報についての留意			2	○	2	2	○	
基本的施策	○		○	○				
基本計画・行動計画		○	○	○	○	○	○	○
男女共同参画推進月間		○						
広報啓発活動		○			○	○	○	
調査研究		○			○		○	○
男女共同参画の状況等の公表/年次報告		○	○	○	3	3	○	○
情報提供等(情報提供、啓発及び相談体制整備)		○						
相談及び苦情の申出/対応(処理)	○	○	○	○	○	○	○	4
パートナーシップの宣誓等/証明	○		○	○				
雇用の分野における男女共同参画の推進			○	○				
県の積極的改善措置		○			○			
住民、事業者及びその他の団体に対する支援 /積極的改善措置への協力		○					○	○
家庭生活と社会活動の調和/家庭生活と仕事・地域 活動への参画					○	○	○	
女性のエンパワーメント					○			
活動及び教育における支援/教育に対する支援/教 育学習		○			○	○	○	
性と生殖に関わる権利と健康							○	
防災施策における推進/災害対応における配慮など					○	○	○	
拠点施設/拠点機能の確保	○		○	○	○	○	○	
推進体制							○	
顕彰	○							
財政上の措置								○
推進会議/審議会	○	5	○	○	○	○	○	○
苦情処理委員			○	○			○	
他の当該自治体条例との関係	○							
委任	○		○	○	○	○	○	○
附則	○	○	○	○	○	○	○	○

1 総則中ではなく、後半で別章として規定。

2 権利侵害の禁止の規定に盛り込まれている

3 基本計画(行動計画)の規定に盛り込まれている

4 三重県は、基本計画で相談及び苦情に対応するための必要な事項について定めることとしている。

5 茨城県は基本計画の中で審議会について規定